

吸収合併に係る事後開示書面  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

2026年6月1日

株式会社プレイド

2026年6月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都中央区銀座六丁目10番1号  
GINZASIX 10階  
株式会社プレイド  
代表取締役 倉橋 健太

当社は、アジト株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で2026年3月30日付にて締結した吸収合併契約書に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第784条の2）

消滅会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

消滅会社の株主は消滅会社の特別支配会社である当社のみであったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述手続（会社法第789条）

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年4月15日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第796条の2）

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

せん。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第3項及び第4項第1号の規定に基づき、2026年4月15日付の電子公告により、株主に対して公告を行いました。なお、本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述手続（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年4月15日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、消滅会社の資産、負債及びその他権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第200号第5号）

本合併に係る消滅会社の事前開示書面は、別紙のとおりです。

6. 吸収合併による変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2026年6月1日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、吸収合併契約について株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した株主はいませんでした。

以上

別紙 消滅会社の事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書面  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

2026年4月15日

アジト株式会社

2026年4月15日

## 吸収合併に係る事前開示書面

東京都千代田区麹町四丁目8番1号  
アジト株式会社  
代表取締役 高井 康辰

当社は、株式会社プレイド（本店：東京都中央区銀座六丁目10番1号GINZASIX 10階。以下「存続会社」といいます。）との間で2026年3月30日付にて締結した吸収合併契約書に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2026年3月30日付吸収合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社が存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。なお、当社には存続会社以外の株主は存在しないため、会社法施行規則第182条第3項第3号に掲げる事項については、該当事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）

(i) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

存続会社の最終事業年度（自2024年10月1日至2025年9月30日）に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

(ii) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(iii) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併の効力発生日までに生じる存続会社及び当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、存続会社及び当社の資産及び負債の状況に鑑みて、本合併後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

よって、本合併の効力発生日以後における存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙1 吸収合併契約書

## 吸収合併契約書

株式会社プレイド(以下「プレイド」という。)及びアジト株式会社(以下「アジト」という。)は、2026年3月30日(以下「本合併契約締結日」という。)付で、以下のとおり合意し、吸収合併契約(以下「本合併契約」という。)を締結する。

### 第1条(吸収合併)

プレイド及びアジトは、本合併契約の定めるところに従い、プレイドを吸収合併存続会社、アジトを吸収合併消滅会社として合併し(以下「本合併」という。)、プレイドはアジトの権利義務の全部を承継して存続し、アジトは解散する。

### 第2条(当事会社の商号及び住所)

プレイド及びアジトの商号及び住所は以下のとおりである。

プレイド: (商号)株式会社プレイド  
(住所)東京都中央区銀座六丁目10番1号GINZA SIX 10階  
アジト: (商号)アジト株式会社  
(住所)東京都千代田区麴町四丁目8番1号

### 第3条(合併対価)

プレイドは、アジトの発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際し、アジトの株主に對して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

### 第4条(資本金及び準備金の額)

本合併により、プレイドの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

### 第5条(効力発生日)

本合併の効力発生日は、2026年6月1日(以下「本効力発生日」という。)とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、プレイド及びアジトは、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第6条(承認手續)

1. プレイドは、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本合併を行う。
2. アジトは、会社法第784条第1項本文の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

### 第7条(契約の変更及び解除)

本合併契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、プレイド又はアジトの資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合その他本合併契約の目的の達成が困難となった場合には、プレイド及びアジトは、合意の上で、本合併契約の内容を変更し又は本合併契約を解除することができる。

### 第8条(契約の効力)

本合併契約は、以下の場合にその効力を失う。

- (1) プレイド及びアジトが合意した場合
- (2) 会社法第796条第3項の規定により、プレイドが本効力発生日において第6条第1項に定める手續による本合併を行うことができない場合

### 第9条(協議事項)

本合併契約に定めのない事項については、本合併契約の趣旨に従い、プレイド及びアジトが誠実に協議の上、これを決する。

第10条(準拠法及び合意管轄)

1. 本合併契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本合併契約に起因又は関連して生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合併契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、プレイドが原本を保有し、アジトはその写しを保有する。

2026年3月30日

プレイド:

東京都中央区銀座六丁目10番1号GINZA SIX 10階  
株式会社プレイド  
代表取締役 倉橋 健太



アジト:

東京都千代田区麹町四丁目8番1号  
アジト株式会社  
代表取締役 高井 康辰



別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 事業報告

(2024年10月1日から  
2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げ、世の中に溢れる様々なデータを生活者（注1）にとって価値あるものとして還元し、豊かな体験を流通させることを目的に、当社の提供するCX（注2）（顧客体験）プラットフォーム「KARTE」をウェブサイトやスマートフォンアプリを運営する企業に向けて、クラウド方式（注3）で提供しております。

ショッピングや旅行、金融など様々なサービスがインターネットを介して提供されるようになった今、生活者が企業にもとめることは、「自宅にいながら買い物できる」「予約できる」といった単なる利便性だけではなく、自分の興味や状態に合った最適な提案を受けられる良質なコミュニケーションやその先の体験へとシフトしていると当社グループは考えております。

一方で、企業がそれに応えるためには、データの蓄積、統合、分析を通じて一人ひとりの状態を正しく理解し、それに基づいて適切なコミュニケーションを図る、あるいはウェブサイトやスマートフォンアプリをパーソナライズさせる仕組みを構築する必要がありますが、これらの取り組みは企業にとって複雑で難易度の高いものとなっているのが現状です。

企業は「KARTE」を活用することにより、ウェブサイトやスマートフォンアプリ上のリアルタイム行動データを中心とする様々なデータを、ユーザー単位で解析することができます。それによって、一人ひとりの興味や状態が可視化され、ユーザーをPV（注4）やUU（注5）といった塊の「数字」としてだけではなく、一人の「人」として理解しやすくなると当社グループは考えております。その上で企業は、「KARTE」内で一人ひとりの興味や状態に合わせた多様なコミュニケーション施策を実施し、その結果を検証することなどができます。

顧客体験向上やデータ活用に対する企業の関心が高まる中、「KARTE」はウェブサイトやスマートフォンアプリ上のマーケティング領域に留まらず、カスタマーサポート領域など様々な企業活動において活用いただいております。今後も「KARTE」の機能強化や各種プロダクトの提供を通じて、企業が統合的にユーザーを理解できるデータ環境の拡充を進めていきます。

当連結会計年度においては、「KARTE」の販売強化に向けた組織変更や人員増強を行ったほか、更なる事業領域の拡大に向けた取り組みも行いました。

この結果、当連結会計年度の末日における当社グループのARR（注6）は12,165,871千円となり、売上高は13,396,474千円（前期比21.9%増）、営業利益は1,431,874千円（前期は営業利益260,915千円）、経常利益は1,380,506千円（前期は経常利益184,413千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,099,057千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益320,732千円）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. 世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」、企業が商品・サービスを提供する相手を「ユーザー」と表記しております。
2. Customer Experience（カスタマーエクスペリエンス）の略語であり、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。
3. クラウドコンピューティングの略語であり、ソフトウェア等のシステムをインターネット経由でサービス提供することを前提とした仕組みの総称であります。
4. Page View（ページビュー）の略語であり、ウェブサイト内の特定ページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための指標の一つです。
5. Unique User（ユニークユーザー）の略語であり、特定の集計期間内にウェブサイト又はスマートフォンアプリに訪問したユーザーの数を表す数値です。
6. Annual Recurring Revenueの略語であり、各期末の月次サブスクリプション売上高を12倍して算出。既存の契約が更新のタイミングで全て更新される前提で、既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標です。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は108,395千円であり、その内容は、PC等の購入による工具器具備品46,557千円、ソフトウェアの開発58,540千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、今後の安定的な資金調達体制の構築及びM&A投資資金等への充当を目的として、金融機関より1,300,000千円の資金調達を実施いたしました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年5月15日に連結子会社であるアジト株式会社株式の33.2%を追加取得し、100%子会社といたしました。

## (2) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容  |
|-----------------|-----------|----------|--|
| 株式会社エモーションテック   | 100,000千円 | 63.2%    | CX（顧客体験）マネジメントクラウド「EmotionTech CX」及び従業員体験EX（従業員体験）マネジメントクラウド「EmotionTech EX」の開発・運営 |
| 株式会社 RightTouch | 100,000千円 | 86.4%    | カスタマーサポートプラットフォーム「QANT」の開発、提供  |
| アジト株式会社         | 22,303千円  | 100.0%   | マーケティングテクノロジーの企画・開発・運営   |
| 株式会社CODATUM     | 185,000千円 | 100.0%   | デベロッパー向けデータ分析プロダクトの提供  |

## (3) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

### ①提供するサービスの向上

当社グループの顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化しております。当社グループは、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、既存プロダクト、サービスの更なる付加価値向上を図ることが欠かせないものと認識しております。そのため、当社グループは、プロダクト、サービスの機能追加・改善を継続的に実施し、顧客価値の向上に努めてまいります。

### ②プロダクト、サービスの認知度向上

当社グループが成長を維持していくためには、当社グループのプロダクト、サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従前より、積極的なマーケティング活動やパートナー企業との提携等の認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

### ③プロダクト、サービスに対する顧客の価値実感の向上

優れたプロダクトやサービスを顧客に提供するだけで、顧客がその価値を実感できるとは限りません。当社グループのプロダクトやサービス、特に「KARTE」は、顧客企業が積極的に活用して、その先にいるユーザーのCXを高めることで初めて価値を生み出します。そのためには、単にプロダクトやサービスを顧客に提供するだけでなく、顧客が「KARTE」などの我々のプロダクトやサービスを活用できる状態にしていくことが、顧客企業にとっても、我々にとっても、そして顧客企業の先にいるユーザーにとっても大切です。

それを実現していくために、我々はカスタマーサポートなどの有償・無償の顧客支援を提供していくことが大切であり、そのための人的資源に投資していく方針です。

### ④組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの付加価値向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより成長を継続していくため、多様なバックグラウンドの優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備・強化していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備を継続的に実施してまいります。

### ⑤経営基盤の強化

事業の拡大に伴う人材増強及び経営基盤の強化が欠かせないと認識しております。継続して人材の確保・育成・活用を行うと同時に、マネジメント力の強化や財務健全性の確保等の収益力を支える経営基盤の強化を図り、勢いのある成長を目指していきます。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

| 氏名    | 会社における地位 | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|-------|----------|--|
| 倉橋健太  | 代表取締役    | 執行役員CEO                                      |
| 柴山直樹  | 取締役      | 執行役員   |
| 高柳慶太郎 | 取締役      | 執行役員   |
| 松澤香   | 社外取締役    | 三浦法律事務所 パートナー<br>OnBoard株式会社 代表取締役<br>渋谷区副区長 |
| 三村真宗  | 社外取締役    | 株式会社U-ZERO 代表取締役CEO                          |
| 後藤圭史  | 常勤監査役    |  |
| 山並憲司  | 社外監査役    | 株式会社Smart Opinion 代表取締役                      |
| 福島史之  | 社外監査役    | 株式会社kubell 社外取締役（監査等委員）<br>クラシル株式会社 社外監査役    |

- (注) 1. 取締役松澤香氏及び取締役三村真宗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山並憲司氏及び監査役福島史之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役松澤香氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、法務及び企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役三村真宗氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役後藤圭史氏は、長年にわたり当社の管理部門に在籍し、法務・情報セキュリティに携わってきた経験があります。
7. 社外監査役山並憲司氏は、複数の企業における豊富な経験に加え、法務・コンプライアンスについても幅広い経験を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外監査役福島史之氏は、公認会計士としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 基本方針

- ・役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけていること
- ・当社のフェーズに応じた持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・企業文化と整合したものであること
- ・適切な報酬水準であること
- ・決定プロセスに透明性・客観性があること

#### 報酬水準

以下を参考とすること

- ・外部環境や市場環境
- ・上場企業、あるいは同業他社の報酬水準

#### 報酬構成の概要

- ・基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度）により構成すること
- ・基本報酬の額は、職位、スキル、所管事業部門での職責、個人評価や事業計画に対する業績達成率等を勘案して決定すること
- ・株式報酬として、当社の持続的な企業価値成長へのインセンティブ強化及び株主とのより一層の価値共有を進めること等を目的として、社外取締役を除く取締役を対象として、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入していること
- ・当面は取締役の個人別の報酬等の額における割合としては、基本報酬を報酬の中心とすること
- ・ただし、基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合については、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する国内外の企業における水準等を踏まえ、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう継続的に検討し、設計すること

#### 報酬決定のプロセス

- ・報酬水準、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、具体的な報酬額等について、社外役員と協議を行うものとする
- ・この協議を経て、最終的な各人別の報酬額の決定は取締役会において行うこと

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |          |              | 対象となる役員の数   |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|--------------|-------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬   | 非金銭報酬等       |             |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 146百万円<br>(16百万円) | 106百万円<br>(16百万円) | —<br>(—) | 39百万円<br>(—) | 7名<br>(3名)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 35百万円<br>(14百万円)  | 35百万円<br>(14百万円)  | —<br>(—) | —<br>(—)     | 4名<br>(3名)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 181百万円<br>(31百万円) | 141百万円<br>(31百万円) | —<br>(—) | 39百万円<br>(—) | 11名<br>(6名) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年1月11日及び2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、2019年1月11日時点で5名、2019年3月19日時点で4名です。さらに、上記報酬等の枠とは別枠として、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は年額150百万円以内（年間発行可能株式総数5万株以内）とする旨を決議しており、当該定時株主総会で取締役会に委任された範囲で取締役1名に対して譲渡制限付株式の付与を行っております。当該定時株主総会終結時点の付与対象取締役の員数は3名です。なお、2022年12月20日開催の第11期定時株主総会において、一部内容の変更（対象取締役に対する年間発行可能譲渡制限付株式総数を20万株以内とするもの）を行っております。当該定時株主総会終結時点の付与対象取締役の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。なお、監査役に対する具体的な付与数は上記範囲内で監査役の協議により定めております。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
5. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式を交付しており、上記には当事業年度における費用計上額を記載しております。当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当てを受けた日から、取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とし、原則として、退任日（又は退職日）に譲渡制限を解除します。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                  | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>       | <b>6,996,917</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,241,838</b>  |
| 現金及び預金            | 5,273,009        | 1年内返済予定の長期借入金   | 592,992           |
| 売掛金               | 1,144,190        | 未払金             | 774,602           |
| 前払費用              | 470,697          | 未払法人税等          | 217,316           |
| 関係会社短期貸付金         | 100,000          | 契約負債            | 982,276           |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 63,260           | 預り保証金           | 300,000           |
| その他               | 56,637           | 受注損失引当金         | 79,807            |
| 貸倒引当金             | △110,878         | その他             | 294,843           |
| <b>固定資産</b>       | <b>2,143,016</b> | <b>固定負債</b>     | <b>830,021</b>    |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>50,162</b>    | 長期借入金           | <b>800,008</b>    |
| 建物                | 26,227           | 関係会社事業損失引当金     | 30,013            |
| 減価償却累計額           | △26,227          | <b>負債合計</b>     | <b>4,071,860</b>  |
| 建物(純額)            | 0                |                 |                   |
| 工具、器具及び備品         | 222,479          | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 減価償却累計額           | △172,316         | <b>株主資本</b>     | <b>5,038,786</b>  |
| 工具、器具及び備品(純額)     | 50,162           | 資本金             | 3,184,693         |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>57,564</b>    | 資本剰余金           | 5,314,480         |
| ソフトウェア            | 57,564           | 資本準備金           | 5,314,480         |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>2,035,288</b> | <b>利益剰余金</b>    | <b>△3,459,873</b> |
| 関係会社株式            | 1,031,627        | その他利益剰余金        | △3,459,873        |
| 投資有価証券            | 338,961          | 繰越利益剰余金         | △3,459,873        |
| 敷金及び保証金           | 239,114          | <b>自己株式</b>     | <b>△514</b>       |
| 破産更生債権等           | 13,192           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>29,287</b>     |
| 長期前払費用            | 23,808           | その他有価証券評価差額金    | 16,709            |
| 繰延税金資産            | 401,776          | 繰延ヘッジ損益         | 12,578            |
| 貸倒引当金             | △13,192          | <b>純資産合計</b>    | <b>5,068,073</b>  |
| <b>資産合計</b>       | <b>9,139,934</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>9,139,934</b>  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年10月1日から  
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 12,068,037 |
| 売上総利益        | 3,738,880  |
| 売上総利益        | 8,329,157  |
| 営業外費用        | 6,408,763  |
| 営業外費用        | 1,920,393  |
| 受取利息         | 7,221      |
| 受取手数料        | 29,873     |
| その他          | 4,973      |
| 営業外費用        | 42,067     |
| 支払利息         | 14,683     |
| 譲渡制限付株式関連費用  | 13,018     |
| 支払保証料        | 7,820      |
| 為替差損         | 16,493     |
| その他          | 2,516      |
| 経常利益         | 54,531     |
| 特別利益         | 1,907,930  |
| 債務保証損失引当金戻入額 | 100,000    |
| 事業譲渡益        | 25,000     |
| その他          | 9,316      |
| 特別損失         | 134,316    |
| 投資有価証券評価損    | 32,019     |
| 関係会社株式評価損    | 117,059    |
| 貸倒引当金繰入額     | 130,907    |
| その他          | 26,568     |
| 税引前当期純利益     | 306,554    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,735,692  |
| 法人税等調整額      | 226,796    |
| 法人税等調整額      | △31,221    |
| 当期純利益        | 195,574    |
| 当期純利益        | 1,540,117  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社プレイド  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井浩次  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上倫哉  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレイドの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

株式会社プレイド 監査役会  
常勤監査役 後 藤 圭 史 ㊟  
社外監査役 山 並 憲 司 ㊟  
社外監査役 福 島 史 之 ㊟

以上